平成２１年（フ）第２３５号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目21番２号
債務者　二本木理恵子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２１６号
青森県平川市沖館長田34番地４
債務者　山谷　正子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２５９号
青森県黒石市ぐみの木３丁目71番地　森山アパート３号
債務者　櫻庭　雅人
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２６９号
青森県弘前市大字和徳町100番地
債務者　武井　和之
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７０号
青森県平川市苗生松下東田41番地２　市営住宅３棟304号
債務者　神山　愛香
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７２号
青森県弘前市大字百沢字東岩木山533番地
債務者　山内文美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７６号
青森県弘前市大字広野２丁目２番地14
債務者　船水　明彦
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４９号
神奈川県逗子市久木９丁目５番22号
債務者　鈴木　智彦
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２５４号
神奈川県三浦市原町１番12号
債務者　三堀　功一
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第７０８号
熊本県宇土市新町１丁目17番地
債務者　高橋　弘訓
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７６３号
熊本市国府４丁目７番45　フォルム国府101
債務者　一関　義和
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８２９号
熊本県宇土市走潟町189番地
債務者　斎藤　敬子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８８８号
熊本県宇土市新開町555番地
債務者　中山　清子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１７３号
沖縄県中頭郡嘉手納町字兼久84番地１　コーケンアパート２Ｄ
債務者　松田　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第３２６号
千葉県八街市八街は104番地184
破産者　有限会社コダマネオン
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４７９０号
東京都足立区竹の塚６丁目24番18号
破産者　丸正自動車株式会社
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１号
富山市山王町５番４号島ビル１－３
破産者　ユビキタスネット株式会社
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第１１２９号
兵庫県神崎郡神河町中村224番地の10
破産者　株式会社井上商店
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３２１号
兵庫県姫路市砥堀字石橋237番地の３
破産者　高橋タイル株式会社
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部